

教育・保育給付認定についてよくある質問

※令和元年10月から「支給認定」は「教育・保育給付認定」に名称が変わりました。

問 1 「保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）」と「利用調整」はどのような関係ですか？

答 1 「保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)」については、保育所等を利用する場合に受けていただく手続きで、必要に応じた保育・教育を提供していくために保育の必要性や、必要量を判定するものです。認定がされたからといって保育所等の実際の利用をお約束するものではありません。「保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)」を受けた方について「利用調整（入園選考）」を行います。

問 2 幼稚園と認可保育園を併願することはできますか？ またその場合、どのような手続きをすればよいですか？

答 2 幼稚園と認可保育園を併願することはできます。認可保育園を利用するための入園の申込みをしていただくとともに、幼稚園に申込みを行っていただきます。認可保育園の入園申込みをしていたが、幼稚園に入園することが決まった場合は、保育認定・調整課入園担当にご連絡ください。

問 3 教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）のみを受けることはできますか？ またその場合、どのような手続きが必要ですか？

答 3 施設の利用を希望せず、教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）のみ受けることは可能です。教育・保育給付認定のみご希望の方は、以下の書類を各総合支所子ども家庭支援課に提出してください。認定審査の結果、保育の必要性が認められた場合、支給認定証が交付されます。

〈手続きに必要な書類〉

① 給付認定申請書（第1号様式（第5条、第5条の2関係））

② 保育を必要とする状況を証明するための書類（保育のごあんない18ページを参照）

問 4 教育・保育給付認定（2号）に該当する（保護者が働いている等）場合でも、教育・保育給付認定（1号）を受けて幼稚園に通い、預かり保育を利用することは可能ですか？

答 4 教育・保育給付認定（2号）に該当する場合でも、教育・保育給付認定（1号）を受けて幼稚園や認定こども園（教育標準認定枠）に通い、預かり保育を利用していただくことは可能です。この場合は、教育・保育給付認定（2号）を受けていただく必要はありません。施設を通じて、教育・保育給付認定（1号）の申請を行ってください。

※教育・保育給付認定（1号）の教育施設については、区のホームページの「幼稚園（目次から探す⇒子ども・教育・若者支援⇒幼稚園）」のページをご覧ください。

※預かり保育の利用料無償化を希望する場合は、施設等利用給付認定（2号）の申請が必要となります。ご注意ください。

問 5 既に教育・保育給付認定（3号）を受けているのですが、教育・保育給付認定（2号）を受けるときは、再度申請は必要ですか？

答 5 3号の支給認定証の有効期間は最長で3歳の誕生日の前々日までですが、3号から2号へ

の切り替えについては、有効期間に合わせて、世田谷区より2号の支給認定証を発行し郵送するので、再度申請していただく必要はございません。

ただし、認定事由が求職活動、就学または妊娠・出産などに該当し、入園希望月以前に支給認定証に記載の有効期間が終了している場合や、認定事由に変更がある場合は、再申請が必要です。

問 6 教育・保育給付認定の1号から2号への認定区分の変更や、保育短時間から保育標準時間への保育の必要量の変更がある場合、どのような手続きが必要ですか？

答 6 支給認定証の有効期間内に、支給認定証に記載されている内容に変更があれば、通園している保育施設に教育・保育給付認定申請書を提出してください。保育施設に通われていない方は、教育・保育給付認定申請書をお住まいの地域を担当する各総合支所子ども家庭支援課にお持ちいただくか、保育認定・調整課入園担当あてにご郵送ください。

問 7 保育室や保育ママ、認証保育所等の認可外保育施設を利用する場合は、教育・保育給付認定を受ける必要がありますか？

答 7 認可外保育施設を利用する場合は、施設との直接契約となりますので、教育・保育給付認定を受ける必要はありません。ただし、幼児教育・保育無償化の適用を希望される場合は、施設等利用給付認定（2号・3号）の手続きが必要になります。ご注意ください。

問 8 教育・保育給付認定の申請をしました。支給認定証は、いつ届くのですか？

答 8 教育・保育給付認定のみ申請された方は、申請から30日以内に交付します。教育・保育給付認定の申請を認可保育園の入園申込みと同時にされた方は、認可保育園の入園を希望された月の結果通知と同時期に送付いたします。

※4月入園をお申込みの方への支給認定証の交付は3月末ごろになります。